

記載要領等	非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（特例措置）
-------	--

《使用目的》

この申請書は、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用してください。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に係る書類を添付して提出する必要があります。

《添付書類等》

「1 この申請に係る事由の別」の①から④までに掲げる事由の内容及び各事由に該当した場合における添付書類は、次のとおりです。

- 1 「① 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当」する場合とは、次の場合をいいます。

- (1) 特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注） 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項又は租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項若しくは第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第35項に定める者をいいます。

- (2) 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注） 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【(1)の場合に該当する場合の添付書類】

イ 譲渡等があったことを明らかにする書類

ロ 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）

＜非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（特例措置） 記載要領等＞

承継会社が証明したものに限られます。）

ハ その他参考となる書類

【(2)に該当する場合の添付書類】

イ 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類

・「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類

ロ 譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）

ハ その他参考となる書類

- 2 「② 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当」する場合とは、特例認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

イ 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類

ロ その他参考となる書類

- 3 「③ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合」とは、特例認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

イ 合併があったことを明らかにする書類

ロ その他参考となる書類

- 4 「④ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当」する場合とは、特例認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等^{（注2）}となった場合をいいます。

【添付書類】

イ 株式交換等があったことを明らかにする書類

ロ その他参考となる書類

（注1） 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。

（注2） 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全

＜非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（特例措置） 記載要領等＞

子会社）をいいます。

（注３） 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税・相続税額をいいます。

（注４） 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

（注５） 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。

（注６） 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。

（注７） 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

（注８） 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。